

「両立支援レベルアップ助成金」は 平成23年度に以下の変更を予定しています。

◎ 主な改正予定の概要

平成23年4月1日からの変更点

○子育て期の短時間勤務支援コースについて、労働者数100人以下の事業主の支給金額が以下のとおり変更される予定です。

1人目：100万円 ⇒ 70万円、2人目～5人目：80万円 ⇒ 50万円

平成23年9月1日からの変更点

○支給機関の変更に伴い、以下のとおり助成金が再編される予定です。

平成23年8月31日まで

21世紀職業財団で申請受付・支給

両立支援レベルアップ助成金

子育て期の短時間勤務支援コース

代替要員確保コース

休業中能力アップコース

育児・介護費用等補助コース

平成23年9月1日から

労働局雇用均等室で申請受付・支給

両立支援助成金

子育て期の短時間勤務支援助成金

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

休業中能力アップコース

平成24年1月の申請をもって廃止

○代替要員確保コース・休業中能力アップコースの変更点

- ・支給対象事業主を労働者数300人以下の事業主に限定。
- ・一般事業主行動計画の届出等を事業主の規模に関わらず要件に追加。
- ・「事業所ごとの申請」から「事業主（企業）単位での申請」に変更。
- ・代替要員確保コースは、「平成12年4月1日以降、最初に支給対象労働者が生じた」という要件を廃止。支給金額を、一人あたり一律15万円に変更。
- ・休業中能力アップコースの支給限度額を、一人あたり21万円に変更。

○育児・介護費用等補助コースを平成24年1月の申請をもって廃止

- ・支給対象事業主は、平成23年8月31日までに支給要件を満たした事業主。
- ・支給対象期間は、平成23年1月から12月まで。

<お問い合わせ先>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室
03-5253-1111内線7859

